

## 会 議 録

会議の名称	令和6年度(2024年度)第2回 人権文化のまちづくりをすすめる協議会		
開催日時	令和6年(2024年度)10月7日(月) 午後6時00分～ 午後7時30分		
開催場所	人権平和センター豊中2階 大集会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	市民協働部人権政策課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	石元会長、高橋委員、玉置委員、濱元委員、林委員、水島委員 三田委員、平木委員、若柳委員、神原委員、東委員	
	事務局その他	【人権政策課】宮城市民協働部長、山口市民協働部理事、津田次長兼課長、 佐津川館長、出口主幹、高田補佐、田中副主幹、久家係長、 吉川係長、宮内主査、橋田 【学校教育課】川見主幹 【公益財団法人とよなか国際交流協会】山野上常務理事兼事務局長	
議題	1. 庁内各審議会委員就任者向けの人権啓発について 2. 多文化共生指針の取組み状況について 3. 人権平和センターの取組みについて 4. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

## 令和6年度(2024年度)第2回人権文化のまちづくりをすすめる協議会 議事録概要

### 開会

#### ○会長

本日の議題に、案件2として多文化共生の取組み状況が含まれているため、とよなか国際交流センターの指定管理者である公益財団法人とよなか国際交流協会の山野上事務局長に事務局として出席いただいている。

### 案件1. 庁内各審議会委員就任者向けの人権啓発について

- ・事務局から、資料1-1、1-2により説明した。

#### ○委員

前回の人権意識調査で自由記述欄にあった女性や外国人、同和問題に関する記述を、人権侵害につながりかねない事例として具体的に例示することも一つの方法だと思う。

また、それだけでなく性的マイノリティや多様な家族のあり方、子どもの貧困など日常的に差別や偏見を持たれやすい問題についても、このリーフレットでカバーしてもらいたい。とりわけ貧困は個人の問題ではなく、社会の施策が不十分である問題だと理解している。審議会の全委員に、リーフレットが配布されることは非常に好ましい。

#### ○委員

資料1-2の「部落差別」、「外国人」のリード文は非常に分かりやすいが、「女性」のリード文が硬い。一方で「部落差別」、「外国人」はリード文を省いても、その下の例で内容が分かると思う。「女性」ではLGBTQにもふれてもらいたい。また女性の人権問題について「配慮をしているつもりでも性別による無意識の思い込み」と書くのであれば、例文の表現に「配慮」する内容を入れる方がいいと思う。

#### ○委員

「女性は感情的になるから話し合いが進まないと考える」という文言について、女性に限らず性格的なものは男女問わずあるので、もう少し表現を考えてもらいたい。

## ○委員

前回の人権意識調査では子どもの人権について人権侵害や人権軽視にあたるような内容があったので、例として取り上げると分かりやすいのではと思う。「部落差別（同和問題）」では、「差別や偏見は絶対許さない」という明確な表現をしないと、伝わらないのではないかと感じた。

## ○委員

『人権問題の基礎知識（仮）』というリーフレットの題について、これでいいのか、もう少し考えた方がいいと思う。

## ○委員

もう少し前向きな表現で『人権尊重の基礎知識』はどうか。

## ○委員

『人権尊重の基礎知識』という案に賛成である。また、女性の人権問題については、日本が発展していく上で、女性の人権を尊重することは特に必要だと思う。

## ○委員

単に女性の人権尊重だけでなく、男性も含めて長時間労働の問題など、人間らしい働き方や人間らしい生き方を求めていくことを明確にしてもよいのではないと思う。男性も女性も、全ての人の人権が尊重される社会をめざしていきたい。

## ○委員

今、一番の社会的な問題は、アンコンシャスバイアスだと思う。「女性」の例文について、アンコンシャスバイアスの例も入れてはどうか。ダイバーシティ推進など、前向きな尊重や推進という言葉で表現してはどうか。

## ○委員

リーフレットの題については、「人権問題」ではなく「人権尊重」や「人権啓発」という表現がよいと思う。またリーフレットの構成として、部落問題等の各論へ入る前に、趣旨説明があった方がよい。高齢者はテーマに含めないでいいのか。

## ○会長

委員の皆様からはまずは意見を出していただき、それをふまえて事務局がリーフレット案の作成につなげていくことになる。

### ○委員

誰もが生きやすい社会のために、人権を守るということの意味を、もっとはっきり書いてもよいのではと思う。障害者や女性だけが人権の問題で苦しんでいるわけではない。そういう意味においても、リーフレットの導入部分が大切である。そして最後に、例えば高齢者や貧困についての人権問題もある、というような資料が一枚、必要ではないか。

### ○委員

人権問題は幅広く、例えばLGBTQ等の新たな問題もあり、全ての審議会委員が完璧に人権に関わる知識を備える準備ができているわけではなく、会議での発言や議論の中で常に誤り得る可能性はあると思う。基礎知識を身に付けるための啓発は大切だが、新たな人権課題にもアンテナを張って、お互いに人権について学び続けていきましょう、というメッセージが冒頭にあってもよいのではないか。

### ○委員

全ての知識を網羅するのが望ましいが、実際には難しいだろう。このリーフレットが何のために作られたのかという大切にすべき根本的な目的と、その最終地点は何なのかを明確にした上で、何のために委員として審議会の場にいるのか、発言することの重みや心構えとはどういうことなのか、というメッセージを人権の観点から強く発することが大事だと思う。

### ○会長

リーフレットについては、委員から最初の導入部分や最後のまとめが必要だという意見があった。人権問題というと、特別な人の問題であるとか、他人事なので自分には関係ない、というように勘違いされている人も少なくないと思うが、人権とは全ての人が生まれながらにして持っている権利であるので、人権は全ての人の問題である。よって、なぜ人権問題を考えるのか、というような最初の導入部分が、具体的な人権問題のテーマに入る前にこのリーフレットには必要である、という意見が多数の委員から寄せられた。

また、具体的なテーマについては、コンパクトにまとめるという前提もあり、全ての人権問題をテーマとして取り上げることはできないが、人権に関しては時代によって捉え方も変わってくるものであり、新たな問題も生じてくること

から、かつて学んだから、既に知っていることだからもう学ばなくてもよい、  
というのではなく、常に学びのアップデートが必要であるということも、リ  
ーフレットに最後のまとめとして記述していただければと思う。事務局には、  
委員からの意見・提案をふまえて引き続き、資料作成を進めてもらいたい。

## 案件2. 多文化共生指針の取組み状況について

・事務局から、資料2-1により説明した。

### ○委員

外国人市民の国籍と人数だけではなく、性別や年齢構成別のデータも基に細  
かいサポートのあり方を検討してもらいたい。一番気になっている点は、外国  
にルーツのある市民への日本語力に対するサポートが十分ではないことである。

例えば小中学校に通学する子どもが学校から保護者向けのプリントをもらっ  
てきても、行政用語で書かれているために外国籍の保護者には理解できない場  
合、子どもがプリントを代読するという状況については、ヤングケアラーの問  
題もあると思う。このような状況を鑑み、外国人市民が日常生活に困らない程  
度まで、きめ細やかに日本語力を高められるよう、手厚い支援をしていただき  
たいと思う。

### ○委員

会議の資料や国際交流センターの活動概要がまとめられている冊子『こくり  
ゅう@home2023』を拝見し、手厚い支援や様々な事業がなされていることに  
感心している。来日した外国籍の保護者が、こうした事業等に参加されるまで  
の道のりは長いとは思いますが、豊中市は手厚く支援していると感じている。

資料に「相談サービス等から抽出された課題をテーマにセミナーを実施」と  
あるが、外国人市民のための相談サービスとしてどのようなものを実施されて  
いるのか、差し支えない範囲で詳しく聞きたい。

### ●事務局

冊子『こくりゅう@home2023』の12ページ、13ページで多言語相談サービ  
ス事業を取り上げているので、相談内容や件数等についてはこちらを参照いた  
だきたい。相談内容は、夫婦関係、行政手続き、医療、保険、人間関係、労働、  
子ども関係など多岐にわたり、日本で生活する上で関係する全てのことについ  
て相談がなされている状況である。多言語スタッフと専門の相談員が相談対応  
を行い、必要に応じて他の事業へつないでいくということを相談支援の基本と  
している。

## ○委員

滞在歴が長く、いわゆるオールドカマーとされる市民を含めて今後、増加が見込まれるひとり暮らしの外国人高齢者に介護の必要が生じた場合、どのような形で介護保険のサービスに繋がるのかが懸念される。

一人暮らしの高齢者で一番心配な状況としては、例えば認知症等で介護の必要が生じたにもかかわらず、本人に自覚症状がない場合、どのように介護保険のサービスに繋がるのかということである。現状の課題として、何か事例があれば聞かせてもらいたい。

## ●事務局

既に個別のケースで、こうした相談が出てきている。一人暮らしの外国人高齢者について、事案によっては関係課とも連携して個別に対応しながら、今後どのような相談支援のシステムを作っていくか検討を始めているところである。検討内容を具体化するためには、役割分担を含めた人員体制や予算など整理が必要な状況であるが、今後の課題であるという認識をもって個別の対応を進めているところである。

## ○委員

参考資料1について、件数や人数等の実績だけでなく、効果がわかるようなデータはないのか。今後の課題として、多文化共生等の内容に限らず研修効果や事業効果を測ることのできるような工夫が必要だと思う。例えば、参加者から参加終了後1週間程度経過した後に「参加してどうだったか」等をアンケートで回答してもらうなど、事業効果を検証するための指標の取り方についての工夫が必要と考える。

## ○会長

実績として数字が出ているが、実際に事業の効果がつかめるような表し方について、難しいとは思いますが、今後検討いただきたい。

## ○委員

相談支援に係るシステムが今後の検討課題であることがよく分かった。一方、介護における家族主義が強い国等の文化的な背景も国によって色々あるだろうし、介護保険というシステムがどこの国にも整備されているわけではない。また、介護保険だけでなく、さまざまな社会保障制度についての理解に関する啓発もしていく必要があると思う。

・事務局から、資料2-2により説明した。

### ○委員

やさしい日本語の啓発について、これからワークショップの開催や動画の作成に取り組むということだが、動画をオンライン上で公開することによって、色々な人がアクセスできるようになり、外国人市民に関わる機会のある人が学びやすくなると期待できる。例えば、学校関係者が外国籍の保護者とコミュニケーションをとるときに、どのような言葉で伝えたらよいのか等を学ぶことができるようになる。ぜひ動画は、公開してもらいたいと思う。

### 案件3. 人権平和センターの取組みについて

・事務局から、資料3により説明した。

### ○委員

相談員を守るという点について、現在はどのような体制になっているのか。最近、メディアでも職員の名前をネット上で晒すといった事例を見かけるが、相談員のプライバシーへの配慮や人員体制について、今後の見通しを教えてもらいたい。

また、SNS等による啓発事業の宣伝について、若い世代がオンラインで社会問題に取り組むことについて関心が高いと思われるが、例えば近隣の大学からボランティアを集めて取り組んでいく予定や見通しがあるのかについても聞きたい。

### ●事務局

相談員を守る点に関しては、電話での相談が主となっているものの、不意の訪問による面会の強要や相談員のプライバシーに関わる情報を聞いてこられる相談者も実際にあったが、そのような対応は断っていると事業者から聞いている。

SNSに関する若い世代のボランティア募集については、これまでの事業者との話し合いではそのようなアイデアが出ていなかったもので、今後議論したいと思う。

### ○委員

相談事業は本当に大変な業務であり、相談員も頑張っておられるということについて、まず敬意を表したい。大変な内容で分類しがたいような相談につい

て、相談者は悩みが整理できていないがゆえに悩んでいると考えられる。とりとめのない相談という形で表出している状況の中に、相談者のニーズが含まれていることがあるだろう。

例えば、そのような相談の中には相談者が孤立していて話し相手が欲しいというニーズや、精神的に医療的ケアが必要な場合もあると思われる。したがって、相談員で相談を受けるということだけではなく、相談者の状況に応じて医療機関や福祉部門と連携した対応が必要な場合があると考えます。今後の対策というところで、引き続き丁寧な傾聴やアウトリーチに取り組んでいただくとともに、相談員のメンタルケアにも努めていただきたい。

## ○委員

人権相談、総合生活相談について市民がどのくらい認知しているのか、データがあれば教えてもらいたい。前回の人権意識調査では、人権侵害を受けた時に57.9%が「黙って我慢した」と回答している。そのように答えた市民の中で、どの程度の割合の人が豊中市内で人権相談を受けてもらえることを知っているのかと思う。必要な市民を必要な相談につないでいくために、人権相談の周知方法等について、さらなる工夫が必要。

人権啓発について、他の自治体のデータ分析にも関わる中で数年にわたる動向として、講座型の人権学習はあまり啓発効果が上がっていないことが非常に気になっている。これまでのように参加人数が多いから啓発の効果があつたとするのではなく、今後は同じことを続けるだけではなく、人権講座や人権学習のあり方や内容について、どうすれば効果が上がるのかという視点から、専門家も巻き込んで啓発活動に取り組んでいく必要があると思う。

## ○委員

相談の「その他」の分類がこれだけ多いのは、例えば障害者か女性かという視点だけでくくれるものではなく、また、複数の分野の相談内容が重複している事例もあるといったことからだと思う。しかし、「その他」の内容についてもう少し中身がわかるように、また、確認もしやすいように、統計の取り方について手法を見直していただきたい。

自身も精神保健を専門としているが、先ほど「その他」の相談内容として紹介されていた事例について、相談者はかなりしんどい状況にあると推測される。専門機関からも、もう電話をかけてこないでほしいと言われているような、居場所を無くした人が最後に人権相談というところに電話をかけてこられる事例は、実際に非常に多くなっている。

このことから、**「その他」の相談については、かなり高度な相談も含まれ**

と思われるが、相談員が傾聴することが難しいような相談内容の場合も含め、どのように対応しているのかを聞きたい。このような相談が急増して人権相談に集中した場合、相談員にかかる負荷等も危惧される。また、相談員のちょっとした一言が相談者とのトラブルにつながるケース等も懸念される。そのため、相談対応に際して必要な技術を相談員が習得できるような研修の実施等が早急に必要と考える。

## ●事務局

相談の「その他」の項目については、もう少し細かく分類できないか等、見直しのための議論を進めている。相談対応については、精神的に病状が深刻な場合、相談員が傾聴しすぎると、かえって相談者に望ましくない影響が出るリスクも懸念される。

相談員の研修については事業者で実施しているほか、相談対応については事業者の責任者からセンター職員にも随時報告が寄せられており、相談員が一人で抱え込むことのないよう、複数体制で情報を共有しながら連携して対応策を考えていくという方策をとっている。今回の指摘をふまえて、今後の相談事業のあり方について検討していきたい。

## 案件4. その他

・事務局から、参考2により豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年を記念した企画展示事業「戦さ世の少年少女たち」について案内した。センター3階の企画展示室にて、沖縄市から提供を受けた資料も展示している。

・事務局から、次回の会議は令和7年（2025年）1月31日（金）15時から、人権平和センター豊中で開催を予定している旨を説明した。

## 閉会